

令和6年度認定農業者(農業経営改善計画) の申請について

認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を町が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

認定農業者の認定を希望される方は、観光産業課農業振興担当へ令和6年5月17日(金)までにご連絡・ご相談をお願いします。

連絡先：三芳町観光産業課農業振興担当

TEL：049-258-0019(内線 212・213・216)